# 第7回 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会 会議録

会議名	第7回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会
日時	令和元年10月30日(水) 14:30~16:30
場所	秩父消防本部 4 階講堂
次第	第7回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1)前回質問事項について (2)経営診断(暫定版)の概要について (3)料金体系の検討について (4)答申書(案)について 4 閉会
資料	・次第 ・資料 1 「大口利用者に対する特別料金制度等について」 ・資料 2 「設定条件と算定結果【前回質問に係るシミュレーション】」 ・資料 3 「構造物・設備、管路の健全度(グラフ)」 ・資料 4 「日本水道協会「経営診断報告書(暫定版)」の概要」 ・資料 5 「平均改定率 17.91%とした場合の料金表について」 ・資料 6 「メーター口径 13 mm~料金と値上げ率比較」 ・資料 7 「メーター口径 50 mm~料金比較」 ・資料 8 「答申書(案)」 ・資料 9 「平均改定率 17.91%~一般的な使用水量による比較」
出席者	審議会 ※別紙名簿のとおり  事務局 (組合)  「組合)  本議会 ※別紙名簿のとおり  加藤猛 (水道局長)、富田豊彦 (次長兼契約検査課長)、 古屋敷光芳 (経営企画課長)、八木修 (経営企画課主幹)、 久古武 (経営企画課主幹)、栗島俊 (経営企画課主任)
	(事務局の司会により、次第のとおり行われる。) (会長から挨拶が行われる。)
会長	どうぞよろしくお願いいたします。台風がございまして、こち らも浄水場について被災されているということで聞いております

けれども、本来そういったことについてもここで議論してもよろしいかと思うんですけれども、本日は一番重要な今後の水道事業のあり方ということで、料金について集中して審議していただけたら大変有難く存じます。もう第7回になっておりまして、早いものだなという風に思いますけれども、あと数回で最終的な結論というものを得たいという風に考えておりますのでどうぞよろしくご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局より配布資料の確認が行われる。)

## 事務局

それでは資料の確認が終わりましたので、これより会長に議長として進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長により議事が進行する。)

## 会長

議事に入る前に、今回の審議会会議録署名人の確認をさせていただきたいと思います。

会議録署名人は、吉岡澄幸委員と、村山勝委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、今回の審議会につきましては、通知でもお知らせしました通り、公開としての取り扱いとさせていただきます。

傍聴者の方につきましては、掲示してあります傍聴要領に従っていただくとともに、会場内においての発言等は厳に慎んでいただきたいと存じます。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、「(1)前回質問事項について」を事務局から説明を お願いします。

## ((1) 前回質問事項について説明)

## 会長

はい、只今資料1から資料3まで前回の質問事項への回答ということで、資料を作成していただきました。これにつきまして委員の皆様から何か質問はございますでしょうか。

委員

はい。

会長

はい。

委員

はい、それではまず資料1について、ちょっと意見があります

ので、すみませんが、私の補足資料を皆さんに配布していただけ ればと思います。

(資料の配布)

委員

それではまず、大口利用者に対する特別料金制度の件で、私の 配布しました資料1を見ながらご説明させていただきたいと思い ます。事務局さんの出していただいた1と2の状況については私 も全く同じ状況で、大口利用者に対する何らかの特別料金を設け なければならないと、現在でも公共団体が補助制度で水道料金の 値上がりに対して助成をしているような現状もありますので、そ ういったものをなくすためにも、大口利用者の特別料金制度をす ることは賛成なんですね。ただ、こちらに書いてあるように現在 インターネット上で水道水のろ過装置の設置が大分目に付くよう になってきております。現在、太陽光発電の設置から蓄電池の設 置に移行しているわけですね。そうするともう太陽光発電事業も そろそろ先が見えているということで、こういった業界が今度は 井戸水に目を付けて、家庭用の水道水をこのシステムに変えれば、 現在の水道料金よりも安くて安全な水が飲めるという、こういっ た営業がすごく毎日のように電話が来るような事態になろうかと 思います。そういったことで地方の公営水道もあまり料金を上げ すぎてしまうと井戸水に皆さんが転換してしまって、先ほどお話 があったように、同じように水道の危機が訪れるのではないかと 思います。

じゃあ大口料金の値引きをどうしたらよいかということで、3 ページ目の値引き試算というのをちょっと見ていただきたいんですが、こちらはA利用者ですね、水道使用水量を見ていただきますと、ずっと1月から6月までは少なくて、7、8でポンと跳ね上がって9、10。これはあくまで私が設定したケースのものなんでこれが実際にデータがあればもっと詳しく出るんですが、ここでこの方は夏の期間だけたくさん使っていると。多分、学校とかいます。でB利用者の場合、これ全く同じ数字で書いたんですけれど、年間コンスタントに同じ量を使っていますと。このような、あっすみません。ちょっと水量を間違えたので後で訂正させていただきます。ちょっと「50,000」が間違えているので後で訂正させていただきます。次回の時に。で私の言いたいのは要するに、Aの方は一年を通じてはあまり負担をしていないわけですね。ところが、水利権ですとか設備の更新費とかそういったものは全て

負担が同じようにかかっているということで、最大の水量に合わ せた施設を作っていますので、Aの方は基本料金が安すぎるので はないかと、現在の秩父市の水道料金で計算しておりますので、 ちょっとこの計算でいきますと、155,000 の基本料金は安すぎる ということで、新しい基本料金ですと、30万以上40万近い数字 の基本料金にして賄っていくと。なぜこのようなことを言ってい るかというと、東京電力の電気料金が同じ考えなんですね。一番 一年の高い30分、わずか30分使ったときの一番高い数字で基本 料金を決めるわけですね。つまり水道料金もそのようなことにシ フトしていかないと、いわゆる浄水場、水利権、色々な所の更新 費用も賄えないということで、こういったコンスタントでないと ころも高い基本料金を求めて、そこで浮いた差額を大口利用者の 方に還元していくという考えをしないと、大口は大口だけの考え、 住民は住民だけの中で料金を設定していかないと大変な負担にな ってしまうということが1点ですね。これについてはこういう制 度を設けてほしいというのが私の考えなんです。

それで2点目の説明があったんですが、ここで0.20とか0.24%にしたら赤字が出るという話なんですが、結局赤字が出るということは、建設改良費が減少するという見方でよろしいかと思いますので、具体的には建設改良費がいくらくらい不足するのかという、赤字か赤字でないかではなく、そういうことを示していただいて、やむを得ない場合は建設改良費を一時執行を止めれば料金が上がらないで済むという考えができると思います。まあそういった点で、もう少しこの辺については次回詳しい説明をいただければと思います。

あと前に私が質問したんですが、値上げゼロにして全て企業債で賄った場合の将来の水道事業はどうなるかという質問をまだお答えいただいていないんでそちらの方も次回にぜひお願いしたいと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。今の点につきまして事務局の方 から何かございますか。

事務局

はい、ありがとうございます。委員さんからお話しいただいておりましたシミュレーションにつきましてなんですけれど、前回資料提供させていただきました資料6として、現行の各市町における料金をそのまま採用した場合、こういった形になりますよと、秩父市料金で統一した場合にはこういった形になりますよと、皆野・長瀞料金でシミュレーションかけた場合にはこういった状態

になりますよというお話をさせていただいたかと思うんですれど も、そうではないということですか。

委員

あっこれは時間がなくて説明していただいてなくて、私がよく 見ていなかったですね。

事務局

申し訳ありません。そうしますと資金不足が生じてくると、現 状の料金で行った場合には資金不足が生じてしまうというお話も させていただいております。

あと先ほど建設改良をある程度調整していくというお話もあったかと、それも一つの方法かと思います。ただ、今日資料3として提供させていただいております、こちらの健全度を示すグラフもあります。このピンクの部分が、やはりある程度計画的な更新事業を行っていかないとサイクルしていかなくなってしまうのかなと考えますので、ある程度の段階で止めておけるものは止めておく、やらなくてはいけないものはきちんとやっていくという、それが今回の計画として立てているものということなんですけれど、よろしいでしょうか。

会長

今の回答でよろしいですか。それとも何か。

委員

まあ結構です。回答は。

会長

はい。

委員

ただ私が危惧しているのは、先ほどもちょっと言ったようにあまり水道料金が高くなると井戸水にシフトしたり、沢水にシフトしたりして行ってどんどん収入が減ってしまうということを事務局の皆さんにご認識いただければ私は結構です。

会長

はい、ありがとうございます。何かありますか。

事務局

今回改定率等をお示しさせていただきまして、皆さんから色々なご意見をいただきました。なるべくその資金を確保できるという考え方のもと、やらなくてはいけないものはやらなければいけない。ただし、料金改定率はなるべく下げましょうという方向性でこちら検討してきたものだと考えております。ですので、そこから出てきた数字というのが、私は 17.91%の平均改定率だと考えておりますので、その 17.91%というものをご理解いただきた

いなと私は考えます。

委員 ちょっと質問よろしいですか。

会長はい、どうぞ。

委員 その資料2でシミュレーションやられていて④と④-1とあるわけですよね。例えば令和7年に④-1で行くと赤字になっちゃうと、それが1.750万でいいんですかね。

事務局そうですね。

委員 そういう赤字ですよね。片や④で行くと 140 万の黒字だと、でその他の年はケース④-1 で行っても令和 10 年まで赤字になっていないわけですよね、令和7年以外は。

事務局 これは5年毎の料金改定を実施した場合を想定しているんですね。

委員 ああ、そういうことなんだ。それで令和 8 年で水道収益がすご く増えているということなんだ。

料金算定期間として令和3年から令和7年度までを基本として考えていますので。

まあそれにしても聞きたいのはそこじゃなくて、令和7年見て ④-1 は赤だと。当然赤ですから設備更新に回せるお金というのが ④よりは減っちゃうわけですよね、おそらく。それで資料3でい ろいろ色で示してもらいましたけれども、これはある意味極端な 場合で、更新しない場合とした場合というゼロかイチかですよね。

事務局はい。

事務局

委員

委員

そうじゃなくて、④と④-1を比較した場合に色分けでこれ作ったらどのくらい差が出るのかと。我々はやはりなるだけ抑えてもらいたいというのが希望なわけで、それが色分けしてみて、我ら素人でよく分からないんですけれども、そんなに見た感じ差がないんだったら、④-1のが抑えられるんだったら④より④-1の方がいいんじゃないのと。そういう結論だってあって当然だと思うん

ですけれどもその辺がよく見えないんです、この資料で。我ら素人には…。単にその令和7年が赤だ黒だ、だから④のがいい、という理論にこの資料というのはなっているわけなんですね。そこがもう少し、④の方がなぜ④-1よりも良くて推されているのか、我々としてはなるだけ抑えていただきたいと。その辺のバランスとかトレードオフというのが全然見えないんですよね。これは極端な例ですもんね、ゼロかイチかの。

会長事務局いかがですか。

委員 なんか言っている意味分かります?

事務局はい。

事務局

会長 今回の試算だと私の方は十分理解していないですけれども、お そらく投資額は変わっていないので、どのケースを採ろうがこの 色は変わらないという答えだと思うんですね。

委員ただお金が足らなくなると。

会長そうです。なので借金に依存するしかない。

委員 まあそういうことですね。

会長 それで借金の分は金利を含めて後年度に上手く先送りにするという試算でしかないので、先ほど言った通り、建設改良費を先に 延ばすという試算はしていない。

委員 逆に借金は変わらないで、投資を少し変えた場合にどうなるか。 それはどうなんですかね。

事務局 この表で見れば、投資をした場合のピンクの欄というのは今の 状態よりは増える状態になると思います。

委員 まあ更新をした場合よりはね。それがどのくらいか。

今現在投資に関しては広域化基本計画というのがありまして、 それを基本として投資計画も作っているわけなんですね。ですの でそれを、こちらとしてはベースとして考えざるを得ない。基本 がそれになっておりますので。

委員

でも金がなくてさ、借金するのやだって言ったら、投資を抑えるしかないんじゃないの。

委員

まあそこが今の事務局さんは、事務局さんが出す通り言っているのであって、我々審議会としては一つの結論を出したいわけですよね。ですから今言ったものに対して、今の委員さんの話の通り私たち審議委員とすると投資を少しずつ先延ばしにして行って低い料金を求める、ということをまとめていけばいいのであって、これで事務局さんからダメだって言われてしまうと審議委員としての審議の仕様がないんですね。その辺をちょっとお願いしたいんですよ。

会長

はい、分かります。それで事務局に確認しておきたいのは計画 の補助金との関係と言いますか、統合するときの関係と言います か、統合の時の申し合わせとか、そういった所で齟齬があると、 そう簡単に、はいと言うわけにもいかないというような気もしま す。その辺りどうなっているのでしょうか。

事務局

まず、なぜこれだけ投資を今現在しているのかと言いますと、 事業統合したことによりまして、今補助金が大量に入っている状態です。とりあえずは統合後10年間ですね。その補助率につきましても事業費のうちの3分の1、そしてもう3分の1につきましては市町からの出資がいただけるという状況です。出資をいただいた場合には各市町に対してその出資額に対します交付税参入があると言われております。ですのでそういったチャンスを逃してはいけないと思います。なるべく水道局における負担を少なくすることで、最終的には住民の方の料金の負担が軽減されると思います。そのチャンスを逃してはいけないと思いますので、やはり計画に沿った投資というのが必要になると考えております。

事務局

今説明がありました件なんですけれども、これ前回の会議のときもちょっと説明の中であったと思うんですけれども、広域化をしたことによって10年間っていう決まりの中で国庫補助事業、各市町からの出資金というものをいただいております。その期限がこの令和7年度までということで、これを令和8年以降に更新事業を先送った場合に今現在いただいている有利な国庫補助金ですとか各市町の出資金というものがいただけない可能性が高いとい

うことで、その辺が更新事業を先送りしたことによって逆に住民 に不利益が出てしまうんじゃないかというところですので、ちょ っと追加で説明させていただきます。

会長

はい、というのが事務局側の事情というところなんでございますけれども、引き続き何かこれについてご意見があれば、まあ料金の答申の方にも関わりますので、また何かありましたら後程ということで、その他、前回のものについてご意見がおありの方いらっしゃいますでしょうか。

おそらく大口利用者の関係につきましても何らかの取り組みを されるということで、それがここでは逓増度ということについて 行おうというのが事務局側の提案ということでございますけれど も、それもまた料金体系のところでも議論いたすことになろうか と思いますので、次に進ませていただきたいと思います。ここで 特に質問ということであればお受けしますが大丈夫でしょうか。

(なし)

会長

では引き続きまして「(2)経営診断(暫定版)の概要」について説明をお願いいたします。

((2) 経営診断(暫定版)の概要について説明)

会長

はい、ありがとうございます。今の資料につきまして何か委員の皆様から質問ございますでしょうか。これは報告ということでございますのでまた後程何かございましたら、その時点でご質問いただけたらと思います。

続きまして、「(3)料金体系の検討について」を、事務局から 説明をお願いします。

## ((3) 料金体系の検討について説明)

会長

はい、ありがとうございます。今料金体系をどうしようかということで、まだまだ料金水準についてもご意見があろうかと思いますけれども、先ほどご意見いただいた通り今後の傾向を考えますと、大口需要についてもやはり何らかの配慮が必要だということで計算したものでございます。何かご意見ありますでしょうか。

委員

ちょっといいですか。

会長

はい、お願いいたします。

委員

ちょっと素人的な質問をするかもしれないんですが、料金というものは2か月に1遍の料金で来ますよね。

事務局

はい。

委員

で前回のときの資料等につきましては2か月ということで計算しているかと思うんですが、今回1か月ということで計算してもらっていると。我々とすると現在の数字が今いくらだというものと比べるとすると、同じ2か月のところで見たいなと思っています。それでちょっと質問なんですけれども、これ1か月でやっておりますけれども、これ掛ける2ということでいいのではないかと思うんですけれども、それでよろしいですか。

事務局

はい、基本的にはそれで大丈夫です。

委員

それでちょっと質問なんですけれども、小鹿野町は、私小鹿野 町なもので、非常に値上がりをするということで、非常に厳しい んですけれども、例えば2か月で20立方とありますが、この20 立方というのがお年寄り2人くらいの世帯で、生活費っきり使わ ないというとこれに近い人がいると思うんですけれども、そこの ところが 111.05%とものすごい高いんです。平均的に行くと 40 立方ぐらいが普通の世帯なんじゃないかと思うんですけれども、 それで考えていくと、ちょっと計算してみたんですけれども、30 立方で行きますと82.2%になるんですよ。そうすると大体普通の 家の方が、40立方で68.14という話が出ているんですけれども、 実際にはこれよりも率が高いところが一般家庭ではないかという ことで、非常に危惧しているんですけれども、この辺はもうどう にもならないものなのかどうか。小鹿野町に行ってこれを見せた ときに非常に、今までが安いと言えばそれまでなんでしょうけど も、それにしても率がすごいなということで、びっくりしている 状況なんですけれども。

事務局

ごめんなさい、今回は 1 か月で算出させていただいております。

委員

ですから実際の料金で来るのは2か月計算で来ますから、これ掛ける2ということで考えるわけですよね。そこがいつも料金を

払っているところの値上げ率というか、伸び率ということですよね。

事務局 そうです。

委員 すみません。いいですか。

会長はい、どうぞ。

委員 資料 6 の現在の料金っていうのは、これ 1 か月使用した場合の 料金ですと書いてあるんですけれど、これ 2 か月じゃないですか。

委員 これ自体半分にして 1 か月、自分もこう色々やってみたんですけれども、基本料金から何からして全部 2 分の 1 に、2 か月を 1 か月にあえて直しているのかなと。そうするとこの表で見ると、10 立方っきり使わないと 111%だよと。だけど厳密には 20 立方使った時点で徴収していますので 20 立方で 111%になった、という解釈でいいわけですよね。2 か月で計算すれば 10 を 20 にして、率はこの率だと、そういう考えですよね。

事務局はい。

委員 そういうことか、分かりました。

委員 ちょっといいですか。

会長はい。

委員 この使用水量の区分なんですけれども、例えば 1 か月 10 ㎡で次の月に 25 ㎡、20 ㎡以下と 20 ㎡以上で使った場合、合計で 30 いくつになると思うんですけれども、その従量料金の設定の仕方っていうのは、20 ㎡以下の場合というのはこの安い方に算定されるの? 20 ㎡超えた場合には、20 ㎡超えた分の従量料金、それの合算で 2 か月分でということですよね。

事務局 そうです。はい。

委員 分かりました。

委員

もう一回確認なんですが、この前の改定案ではこの数字が基本になるんですか。それとも全部 1 か月に戻したものになるんですか。

事務局

基本的には改定率というのは 1 か月であろうが 2 か月であろうが変わらないんですね。それで私今回ですね…。

委員

でも基本料金の金額が変わるでしょ。

事務局

基本料金もそうですね、掛ける2になります。

委員

そうですよね。ですからその辺はどっちで出るのか。これ見たときに非常に安いなと思ったら1か月だよと。実際にお支払いしているのは2か月だということになるとすると、2か月でという方が…。

事務局

分かりやすかったですかね。

委員

いいのかなと。実際お支払いしている金額は1か月毎の使用料 じゃなくて2か月間で、2か月で1遍メーターを計りに来ますか ら、実際は2か月で何立方使ったよということでやりますよね。

事務局

そうですね。

委員

だと思うんですね。毎月は来てませんよね。

事務局

そうですね。

委員

そうなるって言うとあえて…。この表を見て、非常に数字が少ないんかなと思ったんだけども、実際はいやいや倍だぞという、ちょっとこの表見たときにこの辺の基本料金というのはどっちを使うんかなというちょっと疑問があったんですけれどもね。

会長

条例上は2か月ですよね。

事務局

検針は2か月に1回ですのでこの倍…。

会長

条例上の料金表自体は2か月毎ですか。それとも1か月の料金表で…。

事務局

両方計上されています。1 か月でいくらの分と、2 か月はいくらの分という。

会長

条例には両方出ているんですか。

事務局

両方出ている形です。

会長

なるほど。ということだそうです。実際には2か月に一遍、賦課しているということですよね。

事務局

そうです。

会長

そしたら次回作るときは、分かりやすいということであれば 2 か月のものでお示しする方がよいのかなと思いますけれども。皆さんが分かりやすい方がもちろん良いと思いますので。とはいえ、パーセントというか、数字上は基本的には変わりませんので、その前提で 2 倍にして考えてくださいねという。ちょっと今回いきなり作り直すわけにはいけないもので、その前提でこれについては 29%、32%、36%と、これが何を意味しているのかというのはなかなか難しいわけですけれども、今説明があった中で、一方では大口利用者にこれまでかなりご負担いただいていたところもありますのでそこの部分を緩めると、そうすると家庭用が上がっちゃうというテコみたいなものなんですけれども、この辺りどのようにお考えなのかということもですね、それぞれやはりご意見をいただいておきたいなと思いますけれども、何かご意見がありますでしょうか。

委員

はい。

会長

お願いします。

委員

その件について先ほど配った資料の 4 ページ目にですね。別表 4 を見ていただきたいと思うんですが、秩父市の現在の水道料金で私が算出したものですね。13 mmは大体小鹿野町もそうなんですけれども、20 立方が多いですね。秩父の方も多分そうだと思いました。約 166 円。であとは適当に 25、50、100 超ですね、これも大体入れてみましたところ赤の最高の金額は 243 なんですね。で赤の最低の価格は 166 ということで、1.46 倍ということになるわ

けですね。実際の大口との支払額の差はこれに近いものがあるんじゃないかと思うんですね。2.8 だとか3.いくつだとか言われちゃうと私たちは混乱しちゃいますけれども、このように大口の方と私たち一般の方の一番多い層で比較すればそんなに差は出ていないんですよと、倍数で言うと1.4倍ですので。というのが実態です。これ2.8 というと大変な数字になると思いますので、その辺はぜひその加重計算していただいて、実際の差をやっていただかないと正確な数字が出ないかと思います。そういう点で言いますと今の秩父市の1.46ですか、現在の逓増度でいいんじゃないかと、そういう考えなんですね。他の市町村はもっと高くて秩父市のものが一番低いので、これが私たち住民からすれば最低限の数字ではなかろうかと思います。

会長

これについて何か事務局の方からご回答ありますか。

事務局

こちら側としましては、逓増度はなるべく平らにしていきたい というところは皆さまにお伝えしたいなという風に考えておりま す。

委員

だからそれが 2.8 というと、私実際こうやって仮の計算で秩父 市の料金表で計算しても 1.46 くらいの数字しかないわけですよ ね。だからその 2.8 という数字が独り歩きしてしまうとこれは大 変な問題になってしまうので、やはり加重計算をしていただいて 実際に料金収入で比較していただかないと誤った理解、そうなる と住民の方がそんな差があるのかとなるんですけれど。

事務局

まあ確かに委員さんおっしゃる通りですね、秩父市で見た場合は最初の料金単価が相当低くなっていますので一見 3.0 というのが相当高めには見えてしまうかもしれませんので、その辺はまた今後考慮したいと考えています。

会長

注意書きとしては、要するに料金体系と料金収入って別物ですので、料金体系、要するに料金表ですよね、料金表の内容が料金収入ではありませんので、実際に支払っている額がそんなに差があるという話ではないということだと思うので、注意書きが必要だと思うんですけれども。ここで議論しているのは料金表なので料金表についてどういう風に差を設けるかというだけの議論であって、それを混同してしまうと…。逆に実際の料金表には差がありますので、その料金表について見ていただいて、料金表をどう

するかという風に議論していただいた方がいいかなとは思うんですけれども。ただミスリードすることは確かですので今のような説明は入れた方がいいと思いますけれども。

委員

はい。

会長

はい。

委員

もう一つ料金についてなんですけれども、資料6の13 mmの調整 した表なんですけれども、どの案を見ても使用水量 10 ㎡のとこ ろ、全ての構成市町村でかなりの値上げ率なんですね、同じ市町 内でもかなりの差が出てしまっているんですね。やはりこの辺で 大きな差が出るというのは、いわゆる従量料金の割り振りの問題 ではないかと思っていて、私もちょっと試算してみたのがこの5 ページの別表 3 にあるんですけれども、要するにこれが今回の 1 ㎡から50㎡、途中ちょっと細かいところが抜けているんですけれ ども、この使用量で計算してみたんですね。そうしますと資料 6 と同じように合計金額は同じような数字が出ているかと思いま す。で 1 ㎡単価が出ているんですが、この表については各市町の 比較がないのがちょっと弱点なんですが、用意しようと思って落 としちゃったんですけれども、これを基本料金は変わらず、10㎡ 以下の単価を 55 円にするとかなり値上がり率が緩くなってしま う結果になるんですね。最終的に50㎡以下を190円にして2段階 にすると単価的には同じなので 20 ㎡のところでほぼ同じ金額に なっています。このようにある程度工夫して料金の配分をしてい かないと、資料6のような極端な数字というのは私はあまり好ま ない数字なんで、ぜひその辺はご検討いただければと思います。

会長

事務局何かございますか。

事務局

今回はシミュレーションとして参考(案)ですので、検討させていただくというのもあれなんですけれども、もうちょっとこの内容は煮詰めていきたいなと考えております。

会長

初見の資料なので事務局の方もぱっとこれについてどうこう、 中々コメントも難しいと思いますので、しっかり理解していただいて調整していただくような形でいいかなと思いますけれども、 今個別には10トンのところが多いので、この10トンのところが 多くなる理由というのをご説明いただけますか。

## 事務局

これは基本的に基本水量 20 ㎡まで基本料の中に含むという形の料金体系に秩父市以外はなっていますので、20 ㎡の部分の内容というのが今回の基本料金に基本水量を含めないという形でのご提案をさせていただいている新料金ですので、そこの部分がどうしても、20 立方まで入っていた町の方々の料金の部分というのが値上げが多いという形になってしまうという。これ元々の料金のしくみが違うので、どうしてもここのところが金額的に大きくのてしまう、上げ幅が大きく見えてしまうという形になると思うんですけれども。20 立方以上に増えると、例えば小鹿野町さんの部分も先ほど言っていた 111.05%だったのが、若干下がるという形になるということですので、どうしてもその基本水量が入っている部分というのが、新しい水道料金になるとその差が大きく出てしまっているというところだと思います。

## 会長

はい、ありがとうございます。だから逆に言えば5トンくらいしか月々使っていない方は減るという、まあ全体的に上がりますから減りはしないと思いますけれども、減り具合が下がるということでしょうかね。パック料金だったのが、パック料金じゃなくなっているということですよね。

まあいずれにしましてもここが議論にはなっているところですので、その辺り次回に向けてしっかりとメモを取っておいていただけたらと思います。その他の点で何かありましたらご意見いただけたらと思いますけれども。

これは事務局とすると 3 種類横並びで出ておりますけれども、 今までの議論を踏まえて事務局としてはどんな案をお持ちなんで しょうか。

## 事務局

事務局としましてはやはり、基本料金割合につきましては現在の 29%からは引き上げる形というものを目標としたいと考えております。そして逓増度につきましても先ほど申し上げた通り、なるべく平たくしていくような形を取りたいと。大口利用者の件もありますし、あとは先ほど委員さんからもおっしゃられましたけれど、なるべくその値上げ率は抑えながら、ただし、いただくものはきちんといただくという風な形を今後はしていきたいと思います。

## 会長

はい、そうすると 32 か 36 辺りをお考えだということになるわけですよね。

事務局

はい。

会長

それぞれ2.8か2.…まあこの2.何というのは記号だと思って聞いていただければと思いますけれども、2.8とか2.6だとかという辺りをお考え…。

事務局

そうですね。

会長

まあ、大口の方の問題と小口の方の問題のバランスを取るとこの辺りかなというのを、2.4 とか 2.3 という案は逆に言えば捨ててあるということですよね。2 ぐらいにするという案については小口の方のことを考えれば当然今回は載せてないということですかね。

事務局

そうですね。あくまで段階的に、利用者に対しての激変緩和ということも考えますと、こういった料金になってくるかなと考えます。

会長

このあたりが妥当ではないかということでご提案いただいていると理解しましたけれども。なので 29 というのは現行通りということで比較対象として、その下の 2 案で考えていくときにどうだろうかということなんですけれども、まだまだ答申をどういう風に作っていくかというところで、議論の余地はあるんだろうと思いますけれども、皆さんがどんなお考えなのかということを、ご意見を幅広くいただけたらと思うんですけれども何かございますでしょうか。

委員

ちょっと一つよろしいですか。

会長

はい、お願いいたします。

委員

大口に対する配慮を、と私何回か申し上げてきましたけれども、 今日の説明の中で、要するに水道の経営の中で、大口の利用者を しっかり確保していくために少しそういう配慮をする必要がある というような話がありましたけれども、私はまあ、それも大事な んでしょうけれども、我ら大口というのは会社なわけですよね。 別に社長が得するわけじゃなくて、今非常に厳しい経営環境の中 で、経営を維持して地域の雇用を確保していく。経営を持続させ て、そのためにもやはりすごく大事なんだということで水道料金とか水道システムだけの範囲の話ではなくて、大口に対する配慮というのは、そういう雇用の確保とか地域振興、地域産業の活性化とかそういう広い観点からも是非ちょっとご配慮いただけないかということで、ちょっとそこだけ補足させていただきます。すみません。

会長

まあその辺り十分に踏まえて、答申の中の、なんでこういう配慮をするのかというような、まあ配慮というか元々たくさん払っているのであれなんですけれども、十分盛り込んでいただけたらと思います。

委員

よろしくお願いします。

会長

その他何かございますでしょうか。

(なし)

会長

なければ時間もちょっと迫って参りました。最後の答申のところでもまた同じように議論できますので、答申の方の説明をお願いしたいと思います。続きまして、「(4)答申書(案)について」審議に入りたいと思います。これにつきましては、委員の皆様には、答申書案を既にご確認いただいていることと思いますけれども、確認の意味で再度5分間程度、皆様に目を通していただいた後で、追加するべきものや削除、修正等についてご意見をいただくという形で、長々説明していると時間も経って、退屈でもありますので、しっかりとまずご確認いただけたらと思います。

## ((4) 答申書(案)について確認)

会長

それでは大体時間になりましたので審議の方を再開させていただきたいと思います。答申の内容についてポイントを絞って議論を行っていきたいという風に思いますので、項目を区切って審議を行いたいと思います。まず全体の構成としましては、1、2ページ目に答申の主要 5 項目を挙げさせていただいておりまして、3ページから6ページにかけて、その5項目に対する内容の説明をさせていただいております。最後の6ページ目に、皆様からいただいております。最後の6ページ目に、皆様からいただいております。そこでまず始めに、答申書の表紙、目次、そして1ページ目

の書き出し部分 7 行について、何かご意見がある方がいらっしゃいましたらご意見を頂戴したいと思いますけれどもいかがでしょうか。1 ページ目の書き出し 7 行目までというところですね、具体的な内容というよりは全体構成といったようなところでございますけれども。

委員

ちょっと一点いいですか。

会長

はい。

委員

この 17.91%なんですけれども、これはこれでいろんなところでこれを下げると弊害があるって言うのでしたら、それはまあそれでしょうがないのかもしれませんけれども、私冒頭で申し上げましたように、単に黒とか赤とかそういう理由じゃなくて、17.91にしないとこんな弊害が起こってくるとか、計画通りやらないと交付の何とかが減らされるとかですね、いろんな関連があるみたいですから、その辺は次の審議会で、なんでこの 17.91 をキープする必要があるかというのをちょっと我らに分かりやすく、ただ黒だから赤だからこっちにするよというのではなくて、そこをもうちょっと丁寧に説明していただけたらと思うんですけれども。

会長

えーと、それは答申についてのご意見ということでよろしいで すか。

委員

いやそうじゃなくて、答申の 17.91 というのはこれはこれで、もし事務局で他に色々これを変えると問題になるって言うんだったらそれはそれで、私個人的にはいいのかなと思っているんですけれども、ただ、なんでじゃあ 16.いくつではいけないのかというそこをまだ私よく理解できていない。ということなんで、そこを理解させてくださいと。次回の審議会でも結構なんで。

会長

そうしますとそれは内容的に理解をしたいということで答申に こう書き込めとかってそういうことではない。

委員

そう、そんなことは言ってないです。答申はこれでいいと思う んですけれども。

会長

そうしましたらあれでしょうかね、今までの説明の繰り返しに なろうかと思いますので、前に行ったみたいにやはり丁寧に各委 員の方にご説明いただいた方がよいかと思うんですよね。資料と しては多分同じ資料になってしまうかと思うんですね。ただ大量 にありますので。

委員

そう、頭の中で混乱して忘れちゃってるやつもありますので。

会長

いや本当にそう思いますので、その辺りは前回していただいた ようにやはり丁寧にご説明していただいていく方がよろしいかな と思いますけれども、事務局いかがですか。

事務局

そうですね。前回の資料でお伝えできるように努力したいと思います。

会長

すみません。そういう感じで次回までに、とにかくきちんと説明をいただいた方がよろしいかなと思いますので、よろしくお願いします。

委員

はい。

会長

はい、どうぞ。

委員

3 番の料金改定率のところなんですけれども、「17.91%の引き上げとすることが必要である」という風な表現なんですが、5 年前の秩父市の値上げについても答申よりも下げた形での金額が最終的に決まったという事なんですね。結局政治決着をするために、この表現でもし政治的な判断が入る場合に、これがネックになりはしないか、やはり 17.91%以内の引き上げとするという形を取らないと、管理者と理事さんとの判断が変わる可能性も…。政治の世界ですから、私たちは行政の世界ですけれども、そこのところで表現を変えた方が良いんじゃないかなと思うんですね。

会長

その点についてはいかがですか。

委員

会長、先ほど会長が答申の案について議論するのはまだ、1番、2番、3番という項目ではなくて、その前の段階で聞かれたわけですよね。いきなりこちらに入る前に進めていただいたらどうですか。

会長

それでよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

すみません。ありがとうございます。1番のところで先ほどちょっと飛びましたので戻りますけれども、7行目までということで入っておりますので、次に1の料金統一、それから2の算定方法と算定期間という点について確認をしたいという風に思いますけれども、その次に改定率ということで、その前の段階のところはいかがでしょうか。

ここもまあ具体的なことはありませんので、本題になりますけれども、3の料金改定率と4の料金改定時期についてご意見伺いたいということで、先ほど3番目については「以内」ということで書かれた方がよいのではないかということでございましたけれども、これについては何かご意見ありますか。あるいは事務局からの何かございますか。

事務局

事務局としては 17.91%以上の引き上げというものが、いただきたいという風には考えております。最低ラインが 17.91%として算出された数字になりますので。

会長

事務局はおそらくそういう気持ちなんでしょうけれども、私議 長としての立場から申させていただきますと、管理者に諮問され ておりまして、それに答申すると、「以内」ということであるとご 自由にどうぞとしか回答していないことになりますので、やっぱ り審議会としましては、大体これくらいというのを明確に示した 上で、でも審議会はあくまでも審議会でございますので、最終決 定するのは議会でありますので、議会が責任を持って決めていた だくと、審議会の立場としては所要の費用を見積もるとこれくら いではないかと、これは当初事務局から出されている案では平均 40%近いものであったと記憶していますので、審議会で議論して いく中でここまではなんとか引き下げた状況という風にご理解い ただけないかというのが私の意見で、ちょっとその辺り事務局と 温度差がございましたけれども、そんな感じでちょっと「以内」 となるとゼロ%でもよくなっちゃうので何かななんてと思いまし たけれども、どうでしょうか。何かそれについてご意見がありま したら、私の名前というよりは審議会としての名前で最終的には 答申するということになりますので。

委員

私は細かい数字を積み上げてきたのであればこういうピタリの

数字で、とりあえず答申ですから、会長の言われた考えでいいと 思うんですね。この数字はまだ動く可能性があるでしょうけれど も、そういう考えでいいと思います。

それであと、この用紙は答申ですよね。一番のところは「料金統一は第一に必要である」という風に書いてあるんですけれど、 覚書によれば第6条のところで、ここを見ますと、「5年以内に料金の統一を行うものとする」と書いてあるということであれば「必要である」というような表現はしなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども。

それから答申としての言葉尻のところがどうかなというのが何 点か。

会長

はい、言っていたただいた方が。

委員

例えば2番で言えば「採用することとする」とか。これは答申 としての…。

会長

「採用されたい」とかですよね。

委員

うん、そういう。

会長

「した方がよい」とか。管理者に対しての私たちの回答…。

委員

と思うんですけれども。私どもも決定するまではできませんの で。

会長

ちょっとその辺りは細かく見ていただいて、あくまでも管理者 から諮問いただいたものに対して、私たちとしてはこうした方が よいという回答になるように、言葉の文末を整えていただくとい う風にしていただいた方がいいかなと思います。それから1番に ついては料金統一に関しては、そもそも覚書にあるということな ので、それを前提として議論されていますというように書き直す のでいかがでしょうか。初めの諮問書にもありましたよね。事務 局その点はそれで大丈夫ですか。

事務局

はい。

会長

そうしましたらその他 3、4 までのところでご意見いただけましたら。

答申上の3番のただし書き以降というのはどんなことを考えられているのかということをちょっと事務局の方からご説明いただいてもよろしいでしょうか。

# 事務局

はい、「住民の負担を最小限に抑える検討も必要である」というところにつきましては、やはり先ほどからお話出ている通り、地域によって現在のところ料金格差が生じてしまっていると、そこから統一した場合にやはり大幅な値上げになる団体、地域の方というのがいらっしゃいますので、以前から皆様方お話しいただいている通り、一般会計、該当する市町の激変緩和措置と言いましょうか、そういった補助的なものが必要ではないかという考え方から記載させていただきました。

会長

事務局

委員

はい、分かりました。すみません、何を意味しているかということだったんですけれども、まあそれは我々で決められることではないということでございますので、そうしたものが必要なのではないかということが各構成市町に、皆様から要望もございましたけれども、こういう表現で入れるということでしょうか。

事務局はい。

委員 はい。

会長はい、お願いいたします。

委員 「料金改定率が 17.91%の引き上げが必要だ」という風に言い 切っているんだから、そのあとまた、この辺ご検討したらいかが でしょうかと言うと逆行しているような気がしますけれども。

会長 その辺りはどうなんですか。要するに料金を変えるというニュ アンスではないという。

ではないです。料金自体は 17.91%で改定を行いまして、それ から先の部分で自治体からの支援というものを、料金を負担して いる方々に対して行ってはどうですかという内容になっておりま す。ただし書きにつきましては。

自治体からの支援を要望するという意味なんですか。

事務局はい。

会長という事務局側の回答がございましたけれども。

委員 そういう風には読めないんだけど。

会長 えーと、そういうニュアンスでよろしいでしょうかね。要する に料金表を、ということですよね。なんか一旦こうしたのに戻っ ているように読めないように書いた方がよいと思うんですけれど もね。今おっしゃられた通り…。

事務局 確かにちょっと読みづらいですね。ちょっとまた変えさせてい ただきます。

会長 ただいずれにしましても、小口の配慮ということをしっかりと 各構成市町にはお願いしたいというニュアンスを、しっかり盛り 込みたいということでよろしいでしょうか。

委員 なんか分かりやすい表現の方がいいんじゃないですかね。

委員 あるいは付帯意見のところに回して…。付帯意見の方に入っていますので。

会長 今のここは付帯意見の方に入れてもいんじゃないかという意見 もございました。

事務局 実は付帯意見の中に、2番目(2)ですね、その辺につきまして 記入をさせていただいていますので、その辺を含めましてまた検討していただければと思います。

6ページの(2)に関連する付帯意見が入っておりまして、この表現に近いような形で最初の1ページのところのただし書きを若干直せばつながってくるかなという風に思いますのでよろしくお願いします。

それともこの付帯意見に統一するかという。

委員 **そうでしょうね**。

事務局

会長

# 会長

この付帯意見で両方同じことを言うことになりますので、統一 してもいいのではないかという意見もあったということで、修文 するときに参考にしていただければと思います。

では委員お願いします。

# 委員

はい、今の関連なんですけど、実際に料金が新しくなって、小 鹿野町の方の意見にもありましたけれども、実際徴収され始める とやっぱかなりブーイングが出てくる可能性が高いのかなという 風に察していまして、もうちょっと私は明確に強く答申に打ち出 して、まあ小鹿野町が呑むかどうかは別問題として、もうちょっ と寛容的な措置を町が講ずるべきだと書いてもいいような気がし ました。徴収されるとまたブーブー出てくるという典型的な例に なるんじゃないかという気がしますので、もっと明確に書いた方 がいいかなと思います。

それともう1点なんですけれども、全体的なことになるんですが、現状はこうです、令和7年は補助金等々があってこうなります、それでコスト等々をはじき出すと 17.何パーセントの値上げをお願いします、みたいなストーリーは分かります。分かりますけど、「ん?」とずっと考えていたんですけれど、「それだけ?」みたいな感じがちょっとしているんで、要するに水道事業として技術革新なり、コスト削減なり、事務局は嫌がるかもしれませんけれども、皆さん方の生産コストを下げていくようなととがほとんど書き込まれていないんで、この辺もなんかちょっと書き込んどいてほしいなという。要するに「安価で安心な水道を供給するために技術革新もやります、それから生産コストも下げます」みたいなこともどっかに入れ込んでおいた方がいいのかなという風に強く思いますんで、発言をさせてもらいました。

会長

はい、今の点について何か事務局の方からございますか。

事務局

ご意見として盛り込みたいと考えます。

委員

書いといてほしいということです。もちろん嫌なことは分かりますけれども、審議会の姿勢としてそれも一つ声が強くあるよみたいなことは当然出てきて然るべきことだと思いますので、書き込んでおいてほしいなと思います。

会長

はい、その辺りしっかりと対応いただけたらという風に思いま

す。

委員

数字目標を提示と言いたかったんですけれども、そこまで言うとまた大変ですから、「毎年 1%コストを削減せい」くらいのことをちょっと書いてほしいなということなんですけど、そこまではちょっと、細かいところまで把握していないので、まあコスト削減を図っていくということはとても大事なことだと思います。

会長

はい、今のをしっかりとご対応いただきたいと思いますけれど も、その他いかがでしょうか。

委員

ちょっと 1 点良いですか。

会長

はい。

委員

付帯意見で…。

会長

ごめんなさい、3番までのところで。

委員

あっ分かりました、付帯意見のところでまた発言させていただきます。

会長

申し訳ありません。そうしましたら3、4のところまで終わったということで、3、4について特にただし書きのところを付帯意見のところに移しつつ、もう少し明確な表現で書いてしまってもよいのではないかということであったかと思います。その上で、ということですけれども、5番の料金体系についてお伺いしたいと思います。

これも基本料金のところに「しかし、」以下「大幅な増加は…段階的な引上げ等の配慮が必要である」という表現がありますけれども、これはどういった内容でしょうか。5ページ目のですね、5番の(1)の基本料金、「しかし、」以下ということでございますけれども、これもやはり特に少量使用者への配慮ということだと思うんですけれども。

事務局

この辺、基本料金の配分率になります。ですので現在 29%から 段階的に、今回はサンプルとしまして 32%という数字を出させて もらいましたけれども、32 の次はまたその次、その次ということ で、やはり事業の継続というものを考えた場合には段階的に引き 上げを行っていきたいというところでございます。

会長

これも表現の問題だと思うんですけれども、今のこの書き方だと段階的に上がっていくようなイメージがどうも読み取れますので、今のお話ですとあくまでも今回は、本来だったら固定比率を全て回収するっていうのが理想だとすると80%、90%固定費で回収するということになるわけですよね。それから考えたらぐっと引き下げた上で、今回はファーストステップとしてちょっとだけ基本料金の割合を増やすというそんなニュアンスでしょうかね。

事務局 そうですね。

会長だから今回の料金算定期間の中で何か料金表が変わるという話

ではないですよね。

事務局そうですね。

会長 段階的に引き上げるって言うと、令和3年で変わって、令和4年で変わって、令和5年にも変わってという風に読めてしまうので、そうすると何か書いてあったよりも料金が上がっちゃったという風に読めるんで、その辺は注意していただければと思います。

事務局 その辺は分かりやすいように。

会長はい。そういう意味ではないですよね。

事務局 そうですね。

会長 一回改定したら令和8年までは基本的に同じ料金表という。

事務局はい。

会長
すみません、私の方から確認でしたけれども。

委員 削除でいいんじゃないか、こんなの。

会長 削除でもいいんじゃないかという意見もありますが。特に意味 があるわけではないだろうと。 委員

こんなの書くと予防線を張っているように思われるだけなんで。だから削除で良いと思いますよ。

委員

5ページ、6ページなんですね、今は。

会長

そうですね、5番の料金改定についてということで 5ページ目から6ページ目の頭のところです。

委員

この6ページ目の一番上の段の「ダメージ」という言葉がありますけれど、あまり印象としてこういう言葉は…。

会長

はい、これはもう表現を見直していただいてよろしいかと思います。ちょっとなんか変ですよね。

そうしましたら答申の書きぶりといたしましては、基本的に 5 番目については「しかし、」以下はもう削除した方がいいという方向かと思います。あるいはどうしても必要であれば、予防線を張っているかのようには見えないように必要最低限の記述に止めていただきたいということ。6 ページ目の「ダメージ」というのは表記として答申書に相応しくないということで修正をいただけたらと思います。

最後の付帯意見は、とりわけこの審議会の中で出てきた意見を 事務局なりにまとめていただいたものとなっております。こちら についてのご意見を賜りたいと思いますけれどもいかがでしょう か。2 番については先ほど少しお話出ましたけれども、もう少し 明確にきちんと要望するということをちゃんと出した方がよいと いうこと、これは承っております。

委員

今の2番の1行目のところ「料金設定が低額であったため」というのがあるんですけれど、低額っていうのでいいのかという…。

会長

それは表現としてですか。

委員

はい。

会長

はい、「料金設定が低額」というところがちょっと表現としては どうかということですので、少し見直していただけたらと思いま す。

先ほどの技術革新や経営合理化なんていうのも付帯意見として 明確に出しておくというイメージでしょうかね。それとも本文の 中に。

委員 それでもいいですけれども、どこかには明記しておいてほしい なという風に思います。

会長はい、それは全体を整える中で。

委員 そうですね。世の中生産性向上と盛んに言われているんで水道 事業だけが向上しないというのは変な話なんで。

会長はい、その他いかがでしょうか。

委員 付帯意見でよろしいですか。

会長はい。

委員 ちょっと付け加えてほしいんですが、先ほど私が申し上げました今回の値上げに関して、産業振興とか雇用維持とかそういう観点から大口の利用者に対して十分配慮する必要があるということで、(2)と同じように、「大幅に改定される多量の使用者に対して必要に応じて、各構成市町における激変緩和措置も必要である」というような文言をこの付帯意見の中に加えていただきたいと思います。

会長 確認をいたしますけれども、1 点目が産業振興や雇用というような側面から、大口への配慮の意義をしっかりとそうするべきだという風にこの付帯意見として書くと、それが1点ですよね。

あとは、「大幅に改定される多量の使用者に対して必要に応じて、各構成市町における激変緩和措置も必要である」という文言も入れてほしい。おそらく他の委員さんも同じ意見の方いらっしゃると思いますけれども。

会長 それはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 賛成します。

委員

会長 水道料金の外ということでよろしいわけですよね。構成市町に 対して、私たちとして意見を申し上げるという。 委員はい。

会長 これセットでいいですよね。その雇用確保や産業振興という意味合いが非常に強いのでということで、その後者の要望につながるという論理でよろしいですよね。

委員 後者の要望ってその激変緩和措置?

会長そうです。

委員 はい、それで結構です。

会長 唐突に激変緩和措置を、と言うとなんか…。

委員 そりゃそうですよね。はい。

会長 何かございますか。また全体を通してでも構いませんのでご意見を賜れればと思いますけれども。

委員 では1点だけ。

会長はい。

委員 4ページのところなんですが、上から3行目のところで、(2) なんですけれども、「料金算定期間最終年度において~」というところなんですけれども、あっ失礼しました、(1)ですね、「料金算定期間内において、純利益を維持すること」という表現があるんですが、料金算定期間5年ですけれども、5年の中で純利益が全体としてじゃなくて、聞いたところ各事業年度純利益というような言い方じゃなかったかと思うんですけれども、これだと紛らわしいんですけれども。

会長 その辺りはどうですか、事務局。

事務局 そうですね、おっしゃる通り各事業年度で私の方考えておりますので、その辺は分かりやすいように修正したいと思います。

会長じゃあそこはそういう風に修正してください。その他いかがで

しょうか。

委員

この場で意見が言いづらい方がいらっしゃれば、例えば A4 一枚とか文字数を区切って意見を出していただいても結構ですというようなことがあるんでしたらそうしていただければ、ここで発言しづらい方も意見を書面で出せるんではないかと思うんですが、どうなんでしょう。

会長

それはよろしいですか。

事務局

ぜひお願いします。

会長

ではそういう形でお願いできたらと思います。何か他になければ…。

(なし)

会長

よろしいですか。答申書(案)につきましては、一通りご審議 をいただいたという風に思うところです。今お話がありました通 り、要望等ご意見がありましたら別途事務局の方にということで ございますけれども、それも踏まえまして、次回はご意見をいた だいた箇所を修正しまして皆様にご確認を頂きたいと思います。

そうなりますと大体答申書という形で出来上がってくるという イメージであります。もちろん微修正があると思いますけれども、 事務局側としては、今後の予定をどの様に考えているのかという ことを少しご説明いただければと思いますけれども。

事務局

今回いただきましたご意見を反映させていただいた形で答申書を提示させていただきたいと思います。そして次のステップとしましては、管理者へ答申書の提出となります。修正したものを皆様に確認させていただいた後なんですけれども、現在のところ 12 月中旬頃に管理者への提出ができればいいかなと考えております。

皆様にご相談なんですけれど、12 月も中旬になりますと、委員の皆様につきましても忙しくなってくるのかなということで、答申書の提出につきましては、審議会を代表しまして会長に提出をお願いできればと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

(「いいと思います」という声あり)

会長

そうしましたら出来上がったものを手渡すのは私の方でさせて いただくということにさせていただきたいと思います。

委員

これ答申は我ら確認するタイミングはないの?

会長

まだ次回ありますよね。

委員

次回あるんでしょ。

事務局

はい。

委員

はい、分かりました。

会長

年内には手交しないといけないというようなスケジュールだと 思いますので、最後手渡しをするのは私の方でさせていただくと いうことにいたします。

それでは、修正した答申書につきましては、次回の審議会までに事務局より皆様のもとへ送付させていただきまして、修正箇所等の確認をいただきたいと思っております。そして、次回の審議会において最終調整を行うこととさせていただいて、12 月に私の方で手交させていただきたいと思います。委員の皆さま、他にご意見はございますでしょうか。

委員

次回っていつでしったけ?

会長

次回いつですか?

事務局

次回につきましては、最初のスケジュール表で行きますと 12 月を予定していたんですけれど、こちらの都合で恐縮ですが、11 月 22 日(金)ですね、時間につきましては今日と同じ午後 2:30 からということで、場所はこちら消防本部を予定しております。また詳細につきましては、後日通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

あと先ほど委員より提案がありまして、個々に修正案がある場合には事務局へということでお話がありましたけれども、11月22日に反映できるように、なるべくでしたらその1週間くらい前ですかね、11月15日辺りまでに事務局まで連絡いただければ反映できるかと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと委員さんの方からお話のありました改定率についての話なんですけれども、他の方ももしよろしければまた日にちを設定しまして、ちょっとこちらの方からご説明をさせていただければと思います。

委員補習だ、補習。

委員 補習ね。出来の悪い生徒でお願いいたします。

事務局 こちらこそお願いします。

会長 ボリュームがあって読み切れないですよ。

事務局 またその辺は委員さん中心で日程調整させていただきますの

で、連絡させていただきますがよろしくお願いします。

委員 ありがとうございます、すみません。勉強させてもらいます。

事務局 以上です。

会長 委員の皆さま、他にご意見、質問等はございませんでしょうか。

(なし)

会長なければ議事については以上となります。議事進行につきまし

てご協力ありがとうございました。事務局に返したいと思います。

事務局 委員の皆様には長時間に渡りましてご審議いただきましてあり がとうございました。以上をもちまして本日の審議会の方は終了

させていただきます。ありがとうございました。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月22日

署名委員 吉岡 澄幸

署名委員 村山 勝